

令和7年度ひとり親家庭奨学金等のしおり

京都府では、児童扶養手当や遺族年金等の全国共通の給付制度に加えて、ひとり親家庭奨学金を支給しています。年度ごとの支給であるため、**昨年度受給された方も、新しく申請が必要**です。

1 支給要件（全ての要件を満たす方が支給対象）

- (1) 京都府の区域内（京都市の区域を除く）に居住している。
- (2) 死別、離婚、未婚等により配偶者のいない者（配偶者が重度障害者含む。）であって次に掲げる児童（20歳に満たない者）を養育している。
 - ①乳幼児 ②小学生 ③中学生
 - ④新高校1年生（入学支度金のみ）
- (3) 京都府が実施している他の奨学金を受給していない。（詳しくは、項目7をご覧ください。）
- (4) （配偶者が重度障害者の場合）配偶者の所得が児童扶養手当受給制限内である。
※申請者本人への所得制限はありません。

2 支給金額

区 分		支 給 額（1人あたり）
ひとり親家庭奨学金	乳幼児	年額11,000円 ※
	小学生	年額21,500円 ※
	中学生	年額43,000円 ※
高等学校入学支度金		45,000円（1回限り）

※申請時期により、月割となります。

3 申請時期及び支給期間等

申請時期により、支給金額が月割で減額となります。
支給を決定したときは、支給日前に支給決定通知を送付します。

【奨学金等】

申請月	区 分	支給期間	支給日
4月～5月	4月1日現在、支給対象	1年分（4月～3月分）	8月29日
	4月2日以降に支給対象	申請月の翌月～3月分	
6月～2月		申請月の翌月～3月分	10月以降

【高等学校入学支度金】

申請月	支給要件	支給日
4月～5月	4月1日現在、支給対象（入学時のみ1回限り）	8月29日

※入学前支給を希望される場合の申請月は2月です。（3月に支給）

4 申請手続

申請書の太枠の中の項目をすべて記入し、申請書裏面の特約事項に同意及び署名押印の上、次に掲げる証明等を添えてお住まいの市町村窓口へ申請してください。

- (1) ひとり親家庭福祉推進員もしくは民生委員・児童委員の確認（申請書確認欄）
民生委員等の確認を受けることが難しい場合は市町村窓口での確認
（申請書が2枚以上の場合、各用紙に確認が必要）
- (2) 高校生は、学校長の在学証明書の添付
（入学前支給の場合は合格通知書(写) ※入学後に在学証明書の提出が必要）
- (3) 配偶者が重度障害者の場合は、児童扶養手当証書の写し又は障害基礎年金証書等
障害の程度を示す書類と所得に係る市町村の証明書

5 申請後に支給要件に該当しなくなったとき

転出、婚姻等により年度途中で支給対象者でなくなった場合は、その事由の発生月までの支給となります。**（既に支給済みの場合は、過払い分の返納が必要です。）**

次の場合は、「ひとり親家庭奨学金等受給変更届」をお住まいの市町村または京都府保健所に**速やかに提出**してください。

- (1) 京都市又は京都府以外の都道府県に引っ越しするとき
- (2) 配偶者のいない者でなくなるとき（事実上の婚姻を含む。）
- (3) 養育する児童の数が減少するとき
- (4) 児童扶養手当の受給資格がなくなったとき
- (5) 中学3年生の児童が高校へ入学しなかったとき（入学前支給の支度金）

6 申請後に養育する児童が増えたとき

増えた児童について、**新しく申請が必要**です。

7 併給を禁止している奨学金

奨学金名称	対象児童	所得制限	問い合わせ先
交通遺児奨学金	乳幼児～高校生	なし	京都府安心・安全まちづくり推進課
高校生給付型奨学金	高校生	あり	京都府保健所福祉課
技能修得資金	高校生等	あり	京都府保健所福祉課

8 その他

- (1) 高等学校入学支度金の給付を受けると、**高校生等修学支援事業（修学資金）のうち修学支度金の貸与を受けられなくなります**ので御注意願います。

【問い合わせ先：京都府教育庁高校教育課(075-414-5043)】

- (2) 京都府の他のひとり親施策については、京都府各保健所等で配布している「ひとり親家庭のしおり」を御覧ください。

問 い 合 わ せ 先	支 給 決 定 等	向日市、長岡京市、乙訓郡	乙訓保健所福祉課	(075)933-1154
		宇治市、城陽市、久世郡	山城北保健所福祉課	(0774)21-2102
		八幡市、京田辺市、綴喜郡	山城北保健所綴喜分室	(0774)63-5747
		木津川市、相楽郡	山城南保健所福祉課	(0774)72-0979
		亀岡市、南丹市、船井郡	南丹保健所福祉課	(0771)62-0361
		福知山市	中丹西保健所福祉課	(0773)22-5766
		舞鶴市、綾部市	中丹東保健所福祉課	(0773)75-0856
		宮津市、京丹後市、与謝郡	丹後保健所福祉課	(0772)62-4302
	一般	京都府健康福祉部家庭・青少年支援課 (075)-414-4585		